

奈良県流域下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十七号

奈良県流域下水道事業の設置等に関する条例

(流域下水道事業の設置)

第一条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、奈良県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第一条第二項の規定に基づき、流域下水道事業に法第二条第二項に規定する財務規定等を適用する。（経営の基本）

第三条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 流域下水道事業は、流域下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第四号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとする。

3 流域下水道事業の施設として設置する流域下水道の名称、処理区及び処理する区域の存する市町村（以下「関係市町村」という。）は、次の表のとおりとする。

名称	処理区	関係市町村
大和川上流・宇陀川流域下水道	第一処理区	奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町
	第二処理区	大和高田市、橿原市、御所市、香

吉野川流域下水道	吉野川処理区	宇陀川処理区	芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
	宇陀市	五條市、吉野町、大淀町、下市町	

(重要な資産の取得及び処分)

第四条 法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第五条 法第三十四条において準用する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の二第八項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第六条 流域下水道事業の業務に関し、法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が三百万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第七条 知事は、流域下水道事業の業務に関し、法第四十条の二第一項の規定に基づき、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日までに、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、十一

月三十日まで作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の子算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概況

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。